

猪名川教育基本計画の構成

基本理念

子どもも育つ、大人も育つ、教育の心のある町

基本方針

人づくり

地域づくり

重点目標

- (1) 生きる力を育む学校教育・就学前教育の充実
- (2) 信頼される教育を支える教育環境の整備と充実
- (3) 学校・園と家庭・地域との連携の強化および家庭・地域の教育力の向上
- (4) 生涯学習社会の実現を支える社会教育の充実

教育基本計画を策定しました



▲小学1・2年生の音楽の授業(大島小学校)

平成22年3月の「町第五次総合計画」の策定を受け、本町における教育の振興方針と施策の体系を示し、町全体での教育振興を図るため、教育基本計画を策定しました。その概要についてお知らせします。

基本理念

子どもも育つ、大人も育つ、教育の心のある町

「教育の心のある町」の実現は、子どもも大人もそして地域も育っていくという共通理念のもとで進められます。

それは、住民一人ひとりが自分たちの教育は自分たちでつくりあげていくという気持ちのもとで推進されるものです。

そこでは、学校・園での「人づくり」と「地域づくり」の視点がベースになって機能しています。

基本方針

(1) 人づくり

猪名川教育の実現を図るためには、教育機関のみならず、各家庭や地域全体での取り組みが必要です。

学校などの教育機関での教育の充実と、あいさつ運動や地域防災活動などの住民活動を支援していくなかで、「人

づくり」を進めます。

(2) 地域づくり

地域社会の中で「人」と「人」のつながりが広がり、地域の活動が活発化し、互いの理解と協働意識を高めることが重要です。

家庭・地域の人々がさまざまな形で地域ぐるみの教育に取り組みとともに、学校・園を支援することでお互いが認め合い、人を大切にする地域へと深化させ、郷土愛あふれる町「小さくても輝くふるさと猪名川」を築きあげます。

重点目標

(1) 生きる力を育む学校教育および就学前教育の充実

就学前教育から中学校までの強固な連携とゆるやかな一貫教育を進める

子どもの成長・発達段階や課題を踏まえるとともに、発達の連続性を大切にした教育を進めます。

また、幼稚園と保育所の連携をさらに深化し、就学前教育

育の質を高めていきます。

(2) 信頼される教育を支える教育環境の整備と充実

学習指導をはじめ、多様な課題に対応する教職員の実践的指導力を高めます。さらに学校の組織力を強化し、信頼される学校づくりを進めます。

そして、それらの取り組みをとおして、教職員一人ひとりが成果を実感できることとなればなりません。

また、意欲的に学べる学習環境の整備を進めます。

(3) 学校・園と家庭・地域との連携の強化および家庭・地域の教育力の向上

学校・園は家庭・地域と情報授受を積極的に行い、信頼関係を構築し、連携を強化します。

また、保護者が子どもの発達段階に応じた適切な支援を行えるように家庭の教育力を高める取り組みを進めます。

地域の人材を活用することにより学校・園の支援を充実

させます。

(4) 生涯学習社会の実現を支える社会教育の充実

高齢社会が急速に進んでおり、誰もが生きがいを持って豊かに過ごす人生を目指すため、多種多様な学習活動が展開されています。

この活動範囲は、さらに拡大することが見込まれることから、生涯学習環境の整備や、地域文化・体力づくり・スポーツ振興の推進を図ります。

また、町内に点在する指定有形・無形文化財の保存・継承に努めるとともに、新たな文化財の発掘に取り組みます。

※教育基本計画の全文については、学校教育課で閲覧できます。また、町ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

問合せ
学校教育課
☎766・6000

参加者募集

第10回 猪名川町特別支援教育公開講座「猪名川町特別支援教育フォーラム」を開催

▼とき 11月26日(土) 午後1時～同4時30分(受付午後0時30分)

▼ところ 猪名川中学校体育館

▼内容 ○第1部 シンポジウム「猪名川町の幼稚園・小学校・中学校における特別支援教育」
コーディネーター 橋本正巳さん(くらしき作陽大学教授)、パネリスト 猪名川町立幼稚園・小学校特別支援教育コーディネーター、中学校通常学級担任および川西市立川西養護学校巡回相談員

○第2部 講演「ユニバーサルデザインの授業づくり」講師 花熊曉さん(愛媛大学教育学部教授兼附属特別支援学校長)

▼定員 先着180人

▼申込方法 教育支援室、日生・六瀬住民センター、文化体育館に備え付けの申込用紙(教育支援室のホームページにも掲載)に必要事項を記入し、教育支援室へ持参またはFAX(766・3034)で申込み。同ホームページより電子申請でも受付可。

▼持ち物 上靴と下靴入れ

▼問合せ 教育支援室(☎766・6006)

消費生活のアドバイス

> 198 <



業者による貴金属の買取契約はクーリング・オフできません！

現在、貴金属が高騰している中で、消費者の自宅を突然訪問し、貴金属の買い取りを強引に行う業者の相談が増えています。

事例のように、業者の連絡先がわからない場合や被災地の救済をかなる場合も見受けられます。

●買い取ってもらう意思がない場合はきっぱりと断る。

《事例》外出先から自宅に戻ると、家の門の前に若い男性がおり「お帰りです。今、身に付けている金のネックレスを売りますか。」と突然声を掛けられました。

業者の強引な勧誘への恐怖から、金のネックレスの1万円での買い取りに応じてしまった。しかし、買取価格が安すぎるので解約したいと考えている。

また、買い取りの際に、健康保険証の番号を伝えたことも、個人情報が悪用されないか心配だ。(70歳代女性)

《回答》業者が自宅に訪問していますが、消費者が所有している品物を買収するという契約は、消費者が売り手になるため「特定商取引法」に適用せず、クーリング・オフができません。

そのため、いったん品物を渡してしまった後で、返品されることはほとんどありません。

今回の相談では、業者の連絡先が記載された書面も渡されていませんでした。

また、買い取りを依頼する場合でも一人で対応するのはなく、家族や親しい友人と対応する。

●契約前に業者名、相手の住所や連絡先を確認する。

●貴金属買い取りサービスを行う業者は古物営業法の規制を受け、公安委員会の許可が必要で、取引の際に買取業者は古物商許可証の携帯が必要となります。

消費者は契約前に古物商許可証の提示を求め、内容を確認し書き留めておく。

●買取価格が納得できない場合は買取価格の計算根拠や買取条件の説明を求め、それらが明記された書面を受け取る。

●古物商は1万円以上の古物買い受けの場合は、売主の住所、氏名、職業、年齢を確認し、身元を確認する身分証明書の写しを受けることが義務づけられています。

業者の個人情報の取り扱いに不安を感じる場合や勧誘が強引な場合は、消費生活相談コーナー(☎766・1110)へご相談ください。